

第2回教育委員会

令和4年1月25日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第14号

大阪市小中学校における携帯電話等の取扱いについて

大阪市立小中学校における携帯電話等の取扱いについて

標題について、以下のとおり、大阪市立小中学校における携帯電話等の取扱いを定める。

大阪市立小中学校における携帯電話等の取扱いは、原則持込み禁止とし、個別の状況に応じて、やむを得ない場合は例外的に認める。ただし、中学校においては、一定の条件（※）を満たした上で、学校を単位として持込みを認めることができる。

※教育委員会作成「【中学校】学校単位による携帯電話持込みに係る確認表（学校用）」参照

・これまでの取扱い

大阪市立小中学校ともに、原則持込み禁止とし、個別の状況に応じて、やむを得ない場合は例外的に認める。

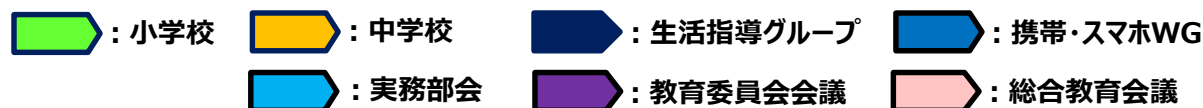
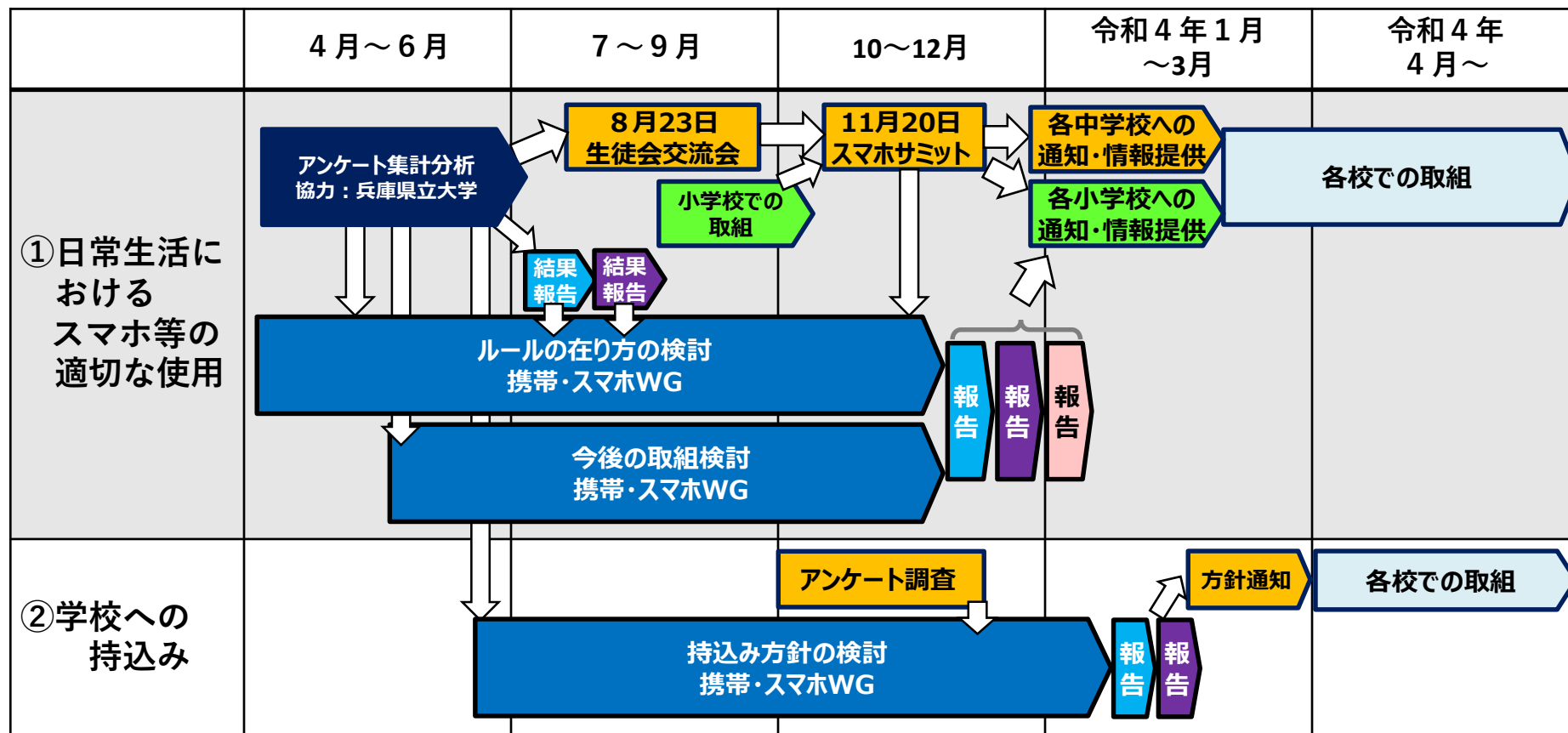
・取扱いを変更（追加）する理由

近年、児童生徒への携帯電話等の普及が進んでいることを踏まえ、文部科学省が、平成21年に発出した通知の見直しに係る検討を行った。その結果、令和2年7月31日に学校における携帯電話等の取扱いについて、学校及び教育委員会の取組における基本的な考え方が通知された。

この通知を受け、これまで検討を重ねてきたが、現在、学校単位で持込みを認めることについて検討を予定している中学校がないこと、携帯電話等を校内に持ち込む場合、懸念事項が学校現場より指摘されていることから、教育委員会としては、これまで通り、原則持込み禁止とし、個別の状況に応じて、やむを得ない場合は各学校において例外的に認めることとする。ただし、中学校においては、一定の条件を満たした上で、学校を単位として持込みを認めることができることとする。

児童生徒の意見を踏まえたルール策定と取組の流れ

- 【令和元年度】 ■総合教育会議（令和2年1月）
市長より、不登校と「スマホの使い方」との関連について言及があった。
教育長より、現状把握の上、改善できる方策を検討する旨を回答。
- 【令和2年度】 ■中学校特別活動部との連携による取組
アンケート結果分析 ➡ 生徒会交流会・大阪市スマホサミットの実施（課題認識と提言）
- 【令和3年度】



学校における携帯電話の取扱い等の見直しについて（令和2年7月） （概要）

別添1

1. 背景

- 近年、児童生徒への携帯電話の普及が進んでいるとともに、災害時や児童生徒が犯罪に巻き込まれた時などに、携帯電話を緊急時の連絡手段として活用することへの期待が高まっている。
- これを踏まえ、文部科学省として有識者会議を設置し、平成21年に発出した通知（※）の見直しに係る検討を行った結果をもとに、学校における携帯電話の取扱い等について、学校及び教育委員会等の取組における基本的な考え方を周知。

（※「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」（平成21年1月30日付け初等中等教育局長通知））

2. 学校種ごとの携帯電話の取扱い

（1）小学校

- 原則持込み禁止とし、個別の状況に応じて、やむを得ない場合は例外的に認める。（※平成21年の通知と同じ）

（2）中学校

- 原則持込み禁止とし、個別の状況に応じて、やむを得ない場合は例外的に認める。（※平成21年の通知と同じ）
- 一定の条件（※）を満たした上で、学校又は教育委員会を単位として持込みを認める。（※令和2年の通知で追加）

または

※ 学校と生徒・保護者との間で以下の事項について合意がなされ、必要な環境の整備や措置が講じられていること。

- (1) 生徒が自らを律することができるようなルールを、学校のほか、生徒や保護者が主体的に考え、協力して作る機会を設けること
- (2) 学校における管理方法や、紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされていること
- (3) フィルタリングが保護者の責任のもとで適切に設定されていること
- (4) 携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が学校及び家庭において適切に行われていること

（3）高等学校

- 校内における使用を制限すべき。（※平成21年の通知と同じ）

（4）特別支援学校

- 各学校及び教育委員会において判断。（※令和2年の通知で明記）

大阪市立小中学校における携帯電話等の取扱いについて（案）

1 小学校

- 原則持込み禁止とし、個別の状況に応じて、やむを得ない場合は例外的に認める。
(ex.遠距離通学による登下校時の安全確保、保護者不在による緊急連絡 等)

2 中学校

- 原則持込み禁止とし、個別の状況に応じて、やむを得ない場合は例外的に認める。

ただし

- 一定の条件（※）を満たした上で、学校を単位として持込みを認めることができる。

※ 学校と生徒・保護者との間で以下の事項について合意がなされ、必要な環境の整備や措置が講じられていること。

- (1) 生徒が自らを律することができるようなルールを、学校のほか、生徒や保護者が主体的に考え、協力して作る機会を設けること
- (2) 学校における管理方法や、紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされていること
- (3) フィルタリングが保護者の責任のもとで適切に設定されていること
- (4) 携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が学校及び家庭において適切に行われていること